

新型コロナウイルス感染症の影響による減免のお知らせ

保険税・保険料の減免の対象となる人

①保険税・保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人

②保険税・保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の(1)～(3)の全てに該当する人

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、令和3年に比べて**30%以上減少する見込み**であること

(2)令和3年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること（介護保険料の場合は除く）

(3)収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和3年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注1) 主たる生計維持者の前年の所得が0円以下の場合は、減免対象外となります。

注2) 減免の対象となる保険税・保険料については、**納期限を過ぎたものは減免対象外**となりますので、申請される場合は、お早めをお願いします。

減免制度や減免に必要な申請書類については、7月に送付される納税通知書などと一緒にチラシを同封していますので、ご覧ください。

【問合せ先】

◆国民健康保険	税務課 課税班	☎ 20-1118
◆後期高齢者医療制度	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153
	青森県後期高齢者医療広域連合	☎ 017-721-3821
◆介護保険	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153



国民年金

の加入手続き・保険料免除申請などの

電子申請を開始します

国民年金被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請が可能になりました。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルを活用しスマートフォンやパソコンで、申請書を作成できるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果をスマートフォンなどで確認することができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

《問合わせ》八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742 / 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151